

務第677号
平成21年8月18日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

警察証明事務取扱要綱の制定について（通達）

警察証明については、「警察証明事務取扱要綱の制定について」（平成13年8月22日付け務第597号。以下「旧要綱」という。）に基づき運用しているところであるが、このたび、警察証明事務の適正な取扱いを図るため、別添のとおり「警察証明事務取扱要綱」を制定し、平成21年9月1日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧要綱は、廃止する。

別添

警察証明事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、岐阜県警察における証明事務の適切な取扱いを図るため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 警察証明取扱い上の基本的心得

警察証明は、その用途により関係者の利害に多大な影響を及ぼし、不正に利用されるおそれもあるので、その取扱いには慎重を期すとともに、公衆の利便を阻害しないように配慮しなければならない。

第3 証明の発給対象

- 1 警察証明を発給する対象は、警察の所管事務に関し事実の証明ができる事項で、かつ、証明の必要性が客観的に認められるものとする。
- 2 単に形式的に届出を受理したことの証明は、官公庁等から、事務の取扱い上、警察の証明が必要であると求められており、かつ、警察がその証明を行うことが適当である別表に掲げるものを除き、原則として発給しないこととする。ただし、次に掲げる場合の届出証明については、その都度警務部警務課長の指示を受けて処理するものとする。
 - (1) 現に法律又は政令により、警察の証明を要することが規定されているもの
 - (2) 警察の所管する事務に属する事項で他に証明を行う官公庁等がなく、その証明のない場合には、出願者がその責によらないで著しい不利益を受けることが明らかであり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であると認められるもの
 - (3) 警察の証明を求める官公庁等において、警察の証明がない場合には、事務を取り扱う上で著しい支障を来すもので、その官公庁等において証明に係る事実の調査を行うことが不適當である特別の事情があり、かつ、警察がその証明を行うことが適当であると認められるもの
 - (4) その他特別の事情が認められるもの

第4 発給の拒否

所属長は、第3に掲げるものであっても、次のいずれかに該当する場合には、証明書の発給を拒否するものとする。

- (1) 証明書を必要とする理由、使用の目的又は提出先が明らかでないとき。
- (2) 証明願の内容に虚偽の事項があるとき。
- (3) 証明の内容が確認できないとき。
- (4) 次に掲げる証明の出願があったとき。

ア 居住、在籍、不在又は転出についての証明

イ 前科の有無についての証明（海外渡航者の犯罪経歴証明を除く。）

ウ 家族等の扶養についての証明

エ 生活困窮又は生活保護についての証明

オ 火災、水害その他の災害によるり災証明

カ アからオまでに掲げるもののほか、警察証明を行うことが適当でない認められる証明

第5 発給手続

所属における証明書の発給手続は、次の基準により処理するものとする。ただし、別に定めのあるものはその定めによる。

1 証明願の受理

証明の出願があったときは、警察署各課の証明事務を担当する者（以下「担当者」という。）

が、第3に掲げるものに該当するかどうかを審査し、証明の対象に該当すると認められるときは、証明願（別記様式）1通を提出させること。ただし、出願者が提出した任意の証明願が、要綱に定める証明願と異なるものであっても、適宜補正を求めるなどの措置を講じ、支障のない限り、これを受理すること。

2 証明事項の調査

担当者は、提出された証明願について、次の調査を行い、証明願の内容が事実若しくは届出事項と相違する場合又は出願に係る事実若しくは届出がない場合には、その旨を出願者に説明して証明願を取り下げさせること。

- (1) 事実に関する証明については、事件又は事故の取扱記録、事実調査等により、証明事項の存在の有無について調査する。
- (2) 届出に関する証明については、被害届、遺失届等により届出の有無及びその届出事項と証明内容との相違の有無について調査する。

3 証明願の受付及び決裁

- (1) 担当者は、調査の結果、証明願の内容が事実の存在又は届出事項と相違ないと認めるときは、岐阜県警察における公文書の取扱いに関する訓令（平成13年岐阜県警察訓令第15号）第9条の規定による文書件名簿（警察署警務課備付け）で受け付け、文書記号及び受付番号を証明願の所定欄に記入してから、証明願の複写を作成し契印した後、所管課長を経て、関係書類とともに主管課長である警務課長の決裁を受けること。
- (2) 主管課長は、証明の適否を審査し、証明願の「確認」欄に認め印を押し、所属長の決裁を受けること。
- (3) 所属長は、証明書発給の適否を判断の上決裁し、証明願の所定欄に公印（職印）を押すこと。

4 証明書の交付

担当者は、所属長が決裁し、公印を押した証明願（以下「証明書」という。）を出願者に交付する場合は、文書件名簿の「処理経過」欄に交付年月日及び発給枚数を記入すること。

5 証明書の再発給

既に発給した証明書について、遺失、紛失等のため再交付の出願があったときは、新たに証明願があった場合の手続により発給し、証明願の上部余白及び文書件名簿の「処理経過」欄に「再発給」と朱書すること。

6 代理人による出願

- (1) 出願者が代理人である場合は、原則として委任状等により委任者、出願者、本人の意思の確認を徹底すること。
- (2) 委任状その他の委任者の意思を確認した書類（写しを含む。）は、証明願の写しとともに保存すること。

7 外国人による出願

出願者が外国人であり、日本語で証明願を記入できない場合は、出願者に出願者氏名欄の署名、押印を求めるとともに、同行者に申請書氏名欄以外の記入及び申請者欄の下に代書者としての署名、押印を求めること。この場合において、同行者がいないとき、同行者が日本語で記入できないとき等は、担当者が記入し、署名、押印すること。

なお、出願者等に押印の慣習のない場合は、これを省略することができる。

第6 証明事務取扱上の留意事項

- 1 出願の真実性、証明書の利用目的、提出先等を検討して、その必要性を確認すること。
- 2 証明内容を十分に検討し、確認すること。

- 3 民事事件に悪用されるおそれがあると判断される事項は除外すること。
- 4 証明書の発給枚数は、1件につき1通を原則とするが、数通を必要とするときは、その理由を厳密に審査し、真にやむを得ないと認められる場合に限り、必要数を発給すること。
- 5 証明書の発給について疑義のある場合は、警務部警務課長の指示を受けて処理すること。
- 6 証明の対象でない事項について、証明の出願があった場合は、次の措置を講じ、証明書を発給しないことにより紛議を起すことのないようにすること。
 - (1) 出願者に対しては、証明のできない理由を懇切に説明して納得させるとともに、その取扱機関を教示すること。
 - (2) 証明書の提出を要求している機関等に対しては、電話等によりその理由を説明し、出願者が困惑しないよう適切な措置を講ずること。

附 則

この要綱は、平成21年9月1日から運用する。

附 則（平成28年3月29日付け務第309号）

この要綱は、平成28年4月1日から運用する。

別表

官公庁等からの要請に基づき警察において証明を行うもの

	証 明 の 対 象	省 庁 名
右欄に掲げる物件の遺失・盗難	1 在留カード	法務省
	2 特別永住者証明書	
	3 外国人登録証明書	
	旅券	外務省
	雑損控除の対象となる物件 (雑損控除申請のため)	国税庁
	有価証券等 (公示催告手続申立のため)	最高裁判所

別記様式

年 月 日

岐阜県 警察署長 殿

住所
氏名

印

証 明 願

届 け 出 た
次の事項について ことを証明願います。
事実に相違ない

証 明 事 項	
証明書が必要 とする理由	
証明書の提出先	

第 号

届出のあった
上記のとおり ことを証明する。
事実に相違ない

年 月 日

岐阜県 警察署長 印

確認